



令和6年3月 農業委員会だより 第34号

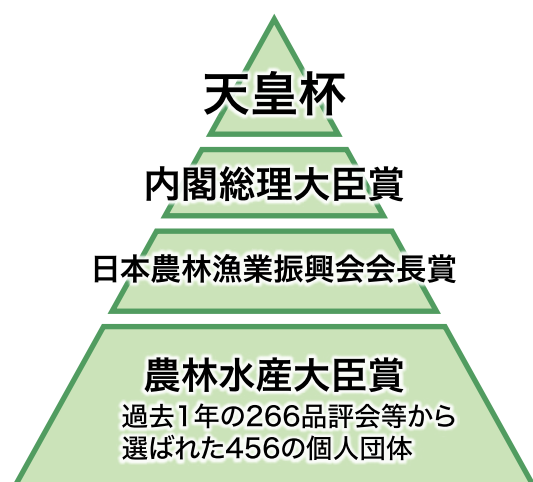
編集発行 南九州市農業委員会事務局
 南九州市穎娃町牧之内2830番地
 TEL0993-36-1111
 E-mail: noui@city.minamikyushu.lg.jp



市ホームページ



写真：鹿児島県知事に天皇杯・全国茶品評会産地賞受賞報告



過去1年間の農林水産祭参加行事において、農林水産大臣賞を受賞した456点の中から、令和5年度の農林水産祭での選考の結果、知覧町郡地区の株式会社利川製茶が蚕糸・地域特産部門において最高賞の天皇杯を受賞され、11月23日に東京都明治神宮会館において全国の優秀農林水産業者等500余名の方が参加した第62回農林水産祭式典で授与されました。株式会社利川製茶は、卓越した技術で50年以上各種茶品評会に連続出品し、「知覧茶」ブランドの礎を築いた知覧銘茶研究会の会長を三世代にわたり歴任し、山間地の作業効率の低い園の再整備を行い、大型機械化体系による省力化と低コスト生産を可能としました。

また、自ら価格設定ができる仕上茶販売を行い、経営の安定が図られています。今後は、有機栽培や輸出へ挑戦する計画とのことで、南九州市ひいては、日本茶業の先導役として益々の活躍が期待されます。

令和6年産葉たばこ播種



南九州市葉たばこ振興会は、1月10日に頴娃町葉たばこ育苗センター、1月23日に加世田育苗センターで葉たばこの播種式を開き、生産者や行政、JA関係者が出席し、令和6年産の豊作を祈願しました。

令和5年産は、乾燥歩留まりが全期間を通して高い値で推移しましたが、10a当たりの収量は令和4年産より若干の減少とのことで、今年は新たな品種への転換など関係機関が一致団結して取り組んでいくとのことでした。

本木下農業委員会会長は両日とも参加し、播種器による播種を初めて経験されました。

約10日で発芽し、3月中旬に定植、5月上旬から7月下旬にかけて収穫します。南九州市の令和6年度の生産農家は18戸で栽培面積約53haを予定しています。

農業者と農業委員の語る会

11月24日、頴娃庁舎大会議室において頴娃地域の農業委員と頴娃地区畑地かんがい営農振興会役員との語る会が開催されました。

この取り組みは、農家の方の声を行政に生かそうと開かれるもので、振興会役員、農業委員ら合わせて17名が出席し、農地の担い手への集積や遊休農地の発生防止・解消等について意見交換を行いました。

参加者からは「農地を貸したいが、小区画、農道が狭い等の条件不利地は借り手がない」、「優良農地でも管理が行き届かずにもったいない場所もある」、「鳥獣対策を強化してほしい」などの意見が出されました。また、道路等の整備の要望については担当課へ連絡すること、農地の「貸し借り」の希望については農業委員会へお問い合わせいただきたいことをお伝えしました。

今後、知覧及び川辺地域も実施していきます。



なお、同日は、頴娃地区畑地かんがい営農振興会役員、市、JA等の関係職員を審査員として、各工区の環境整備審査も行われており、遊休農地の発生抑止として継続した取り組みが期待されます。

農地の賃借料情報

農業委員会は年1回、直近の賃借料情報を提供することになっています。

今回は令和5年1月から12月までに農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業により締結された賃貸借契約に基づき、その結果をお知らせします。

賃借料は貸し手と借り手の双方でよく話し合うことが大切です！

※ 賃借料情報はあくまでも目安です。賃借料は農地の位置・面積・形状や道路等周囲の条件に応じて、貸し手と借り手の双方がよく話し合ってください。

【田の部】

(単位：円／10a 当たり)

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
穎娃地域	9,100	13,600	2,900	286
知覧地域	6,200	10,000	1,000	25
川辺地域	5,300	14,000	2,700	261
市平均額	7,400	—	—	—

【畑の部】 [ハウス等の施設を含む農地、茶畑を除く]

(単位：円／10a 当たり)

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
穎娃地域	11,500	20,000	1,000	647
知覧地域	10,200	22,300	1,300	566
川辺地域	4,800	10,000	1,000	289
市平均額	10,100	—	—	—

※1 データ数は、集計に用いた筆数です。

※2 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

※3 市平均額は、各地域の平均値（四捨五入前）をデータ数により加重平均した値です。

※4 茶畑については、畑かん水使用料や防霜ファン施設等に係る経費、貸人植栽や借人植栽など条件が統一された情報となっておらず、ばらつきが見られましたので、集計から除いてあります。

南九州市茶業振興会が設定する標準小作料の目安を参考に貸し手と借り手の双方がよく話し合ってください。

※ 農地の売買取引価格についても、農地の位置・面積・形状や道路等周囲の条件により価格が大幅に変動するため、農業委員会では取引価格を示すことはありませんのでご了承ください。

読んでみませんか！農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。



週刊

月4回金曜日発行
月額700円（消費税込）

購読申込みは、お近くの農業委員・推進委員または農業委員会へお気軽にご連絡ください。

農 作 業 標 準 賃 金 表

令和 6 年度 農作業標準賃金を次のように定めたのでお知らせします。

◎この標準賃金はあくまでも標準的な目安となるもので、乾田、湿田や整形、不整形等のほ場の条件の違いや特殊作業等については委託者、受託者双方の話し合いによって決めてください。

作 業 名			単 位	標準賃金	摘 要
一 般 農 作 業			1 日	7,200 円以上	実働 8 時間
山 林 作 業			1 日	8,200 円以上	実働 8 時間
ロータリー作業	田	1 回目	10 アール	7,810 円	機械、燃料とも作業者持ち
		2 回目以降		7,260 円	
		代かき		7,810 円	
	畑			5,060 円	
深 耕	プ ラ ウ		10 アール	5,060 円	
	プラソイラ			5,060 円	
消 毒	プラウ消毒		10 アール	5,610 円	機械、燃料とも作業者持ち
	ロータリー消毒			5,610 円	薬剤代は別
畦立等	畦 立		10 アール	4,510 円	機械、燃料とも作業者持ち
	畦立マルチ			7,810 円	資材、薬剤代は別。甘しょマルチ同
	畦立マルチ消毒			9,460 円	時施肥作業は 10 a あたり 1,100 円加
	マルチ(園芸作物)			6,160 円	算する。
肥 料 散 布			10 アール	4,510 円	肥料代は別
農 薬 散 布	水 和 剤		10 アール	3,960 円	農薬代は別
	粉 剤			2,310 円	
	無人ヘリ・ドローン			2,310 円	
甘しょ収穫等	甘しょつる切り		10 アール	5,060 円	機械、燃料とも作業者持ち
	甘しょ掘り			5,060 円	
	甘しょ掘り (自走式ハーベスタ)			17,160 円	機械、燃料とも作業者持ち 運転者 1 人込み
田 植 え			10 アール	7,810 円	機械、燃料とも作業者持ち
コンバイン	水 稻			17,710 円	資材代は別
	大豆・そば			8,360 円	コンバイン作業は刈り取りのみとし、 運搬、乾燥料金は含まない。
水田畦塗り			1m	83 円	機械、燃料とも作業者持ち
草 払 い			1 時間	1,300 円	機械、燃料とも作業者持ち

※作業料金には 10%の消費税が加算されています。

- ◎ 茶・菓子・昼食・夕食などの賄いは提供しないこととしています。
- ◎ 10 アール未満または形状の悪いほ場は、各作業とも整備地区、未整備地区にかかわらず作業料金を加算してください。また、ほ場までの距離によっても加算する場合があります。
- ◎ コンバイン刈りで、作物の倒伏や雑草等で作業に支障のある場合、作業料金を加算してください。
- ◎ 草丈の繁茂状況により作業料金は当事者間で協議してください。
(基準は、平坦地で、草丈が膝辺りまでを標準としています。)
- ◎ 一般農作業の標準賃金は、鹿児島県最低賃金を下回らないように設定していますが、年度途中で県最低賃金を下回った場合は、県最低賃金の額以上とします。

遊休農地の解消に向けて

遊休農地、耕作放棄地の解消と農地の有効利用を図るため、「遊休農地等活用条件整備事業補助金」を活用しましょう。

補助対象者

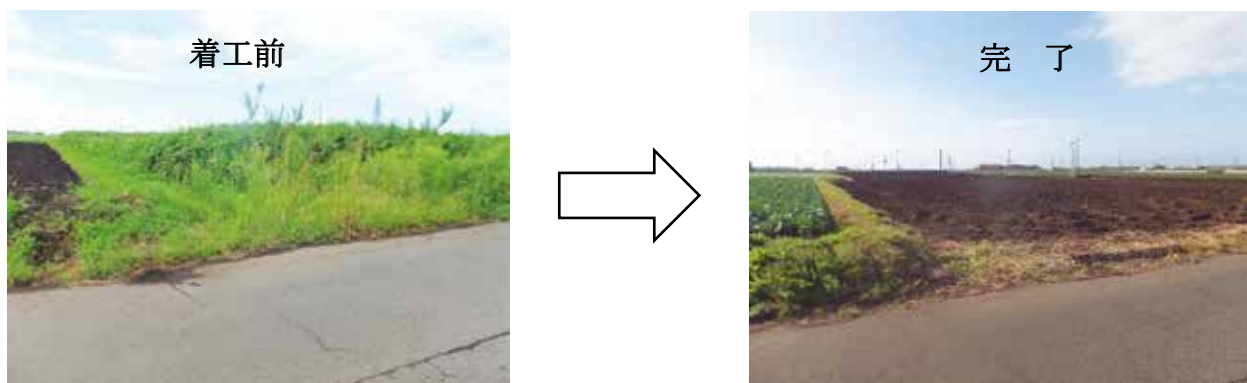
高齢農家や兼業農家等の所有する遊休農地又は耕作放棄地を整備（荒廃解消）し、かつ、売買又は貸借により5年以上継続して耕作しようとする市内に住所を有する認定農業者等。

補助金の額

遊休農地又は耕作放棄地の整備に係る経費の一部を助成するもので、補助金の額は10アール当たり3万3千円以内（1件当たり20万円以内）

手続き等詳細については、農業委員会へお問い合わせください。

【令和5年度の事業実施か所】



農地を適正に管理しましょう

住宅地周辺の農地

草が生い茂る耕作放棄地は、生活道路に草が伸び出して視界が悪くなります。セイタカアワダチソウ等の野草の種が飛び洗濯物に付着したり、庭などで成長することがあります。また、虫や鳥獣の棲家となり近隣住宅に迷惑をかけることになりますので定期的に草払いを行いましょう。

住宅地周辺以外の農地

山林近くの草の生い茂る耕作放棄地は、イノシシやタヌキ、アナグマ、カラス等の野生動物の格好の棲家となり、近隣の田畑に迷惑をかけることになります。

農地を荒れたままにしていると野生動物による農作物被害、住宅地侵入や他人にゴミを捨てられる可能性が高くなりますので定期的な農地の見回りと草刈り等で適正な管理をしましょう。

下限面積要件が廃止されました

令和5年4月1日に改正農地法が施行され下限面積要件が廃止されたことに伴い、農業委員会で設定していました下限面積が廃止になりました。

現在は、耕作面積の大小に関わらず、農地の権利取得が可能となっていますが、下限面積以外の必要な要件については継続されています。

詳しくは、農業委員会事務局 農地係までお問い合わせください。



農地の相続未登記解消に向けて

所有者不明土地問題の解決に向けた法律が成立し、相続登記の申請が令和6年4月1日から義務化されます。申請義務の履行期間は、相続の開始があったことを知り、かつ、所有権を取得したことを知った日から3年以内です。(義務化の令和6年4月1日より前に相続した不動産も相続登記されていないものは、義務化の対象になります。) 詳しくは法務局にご確認ください。

相続登記がされないと、その農地について売買や貸し借りをしようとしても、契約が締結出来ない場合があります。

また、未登記のまま放置すると、相続関係が複雑になり、手続きの際に時間や費用がかさむことになりますので、未登記の場合は早めに相続登記を行いましょう。

農業者年金で安心して豊かな老後を!

農業者年金へは、
次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

**年間60日以上
農業に従事**

**国民年金第1号
被保険者**

国民年金保険料納付免除者を除く。

65歳未満

60歳以上は、国民年金の
任意加入被保険者

●老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

●あなたの老後生活への備えは十分ですか?

※1 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(付加年金保険料月額400円)への加入が必要です。

※2 農業者年金と国民年金基金(旧みどり年金を含む)及び個人型確定拠出年金(イデコ)とは重複加入できませんのでご注意ください。